

令和2年2月28日

横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 関連資料 2 コ 担当圏域 【ページ】	
質問 1	都田地区に令和3年度中に地域ケアプラザ及び地区センターの複合施設が開所予定との記載があるが、開所することによって担当圏域はどのように変更されるのか。また、新規開所する施設の圏域はどのように決まるのか。
回答 1	都田地区に新設する地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が担当する圏域については、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において定めている日常生活圏域を基準とし、地域住民の意見等を踏まえ決定することとしています。 また、現在の地域ケアプラザにおいて、担当圏域が新設する地域ケアプラザの担当する圏域と重複した場合は、担当圏域に変更が生じることとなります。

担当： 都筑区福祉保健課 徳永、羽根田

電話 948-2345

ファクス 948-2354

メール tz-tifuku@city.yokohama.jp